

・一般名処方加算に係る掲示について

- 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名（銘柄）ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。
- 一般名処方をする事で、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。